



2016年4月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 室町 正志  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 広報・IR部 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

株主からの提訴請求及び当社監査委員会からの不提訴理由通知について

2015年11月7日付「役員責任調査委員会の調査報告書の受領及び当社元役員に対する損害賠償請求訴訟の提起並びに米国における訴訟等に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、当社は、株主1名から、2015年9月9日付で当社の取締役又は執行役であった者28名の責任を追及する訴えの提起を請求する書面を受領し、2015年9月17日に設置した役員責任調査委員会からの調査報告書（以下「本件調査報告書」といいます。）の受領を受けて、当社監査委員会の決定に基づき、同年11月7日付で、5名の元役員に対する損害賠償請求訴訟（責任追及等の訴え）を東京地方裁判所に提起しております。

今般、当社監査委員会は、2016年3月3日付で、さらに別の株主1名（以下「本件株主」といいます。）より、2008年度から2014年度第3四半期までに当社の取締役又は執行役であった者23名（2015年9月9日付の提訴請求の対象者28名から、上記5名の元役員を除いた者。以下「本件役員」といいます。）を対象として、会社法第847条第1項に基づく役員責任を追及する訴えの提起を請求する書面（以下「本件提訴請求」といいます。）を受領いたしました。

これを受け、当社監査委員会は、本件提訴請求で主張されている事実の有無及び責任について本件調査報告書を踏まえて再検討いたしました。また、2015年11月7日以降現在までに新たに発見された重要な事実がないかを調査いたしました。

上記調査・検討の結果、本日開催の当社監査委員会において、2015年11月7日の監査委員会の決定を変更して本件役員の責任を認めるべき事情はないと認められることから、本件役員に対して会社法第847条第1項に基づく役員責任を追及する訴えを提起しないことを監査委員全員一致の意見により決定し、本件株主に対し会社法第847条第4項に基づく通知をいたしましたので、お知らせいたします。

以 上